

風水害タイムライン【豪雨版（前線による大雨の場合）】

令和3年5月 瑞浪市危機管理課

	事象	気象台						瑞浪市														備考
		土砂災害	浸水害	洪水	土岐川	その他河川	助言	警 戒 レベル	避難 情報	行動項目・内容	体制						連携する機関等		周知すべき住民の行動			
											準備	第1警	第2警	第1非	第2非	災対本部	消防・警察	地域組織				
事前対策										□平時からの確認・対策 職員体制、伝達体制、水防設備、備蓄資機材、防災行政無線等情報伝達機材、自主防災組織・消防団等との連携、避難所運営に関する支援 など							●	●	□日頃確認しておく事項 ・周辺の危険箇所、避難場所、避難ルート ・家族との連絡方法 □テレビ、ラジオ、インターネットなどで気象情報を入手			
約1日前	大雨の可能性が高くなる	大雨に関する気象情報 ＜予告＞								□防災情報(気象情報や雨量情報)の収集 □国や県等にリエゾン派遣者の確認 □国や県、気象台との連絡手段(ホットライン)の事前確認 □小里川ダムの状況及び連絡手段(ホットライン)の事前確認 □防災施設の巡視・点検 □防災倉庫備蓄物等を確認 □避難場所開設準備												
半日～数時間前	災害が起こるおそれがある	大雨・洪水注意報 警戒レベル2								□職員への情報提供 各部、各班の防災体制、情報伝達体制、役割を確認 □防災気象情報の把握・収集 市雨量計、岐阜県川の防災情報、ぎふ土砂災害警戒情報ポータル、気象庁 HP (土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布)など	●											
	夜間から早朝に大雨注意報において夜間～早朝になることが予想 大雨警報に切り替える可能性を言及						【随時】 ホットライン市→気象台	レベル3	高齢者等避難	□避難場所の開設 □高齢者等避難の発令 □高齢者等へ避難の呼びかけ(防災行政無線、防災ラジオ、絆メール、ホームページなど)			●				●	●	□危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) □高齢者等以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難			
	大雨が始まる、降雨の強さが増す						高齢者等避難、避難指示等の判断や防災体制の検討等を行う際に必要となる気象状況やその見通し等についての市からの照会に対して、助言を行う。			□住民への注意喚起 防災行政無線、防災ラジオ、絆メール、ホームページなど	●								□窓や雨戸など家の外の点検 □避難場所の確認			
数時間・時間程度	重大な災害が起こるおそれがある	大雨警	大雨	洪水						□防災気象情報の把握・収集 市雨量計、岐阜県川の防災情報、ぎふ土砂災害警戒情報ポータル、気象庁 HP (土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布)など □必要に応じて多治見土木事務所長等へ助言を要請			●				●	●	□避難(立退き避難又は屋内安全確保)の必要性を検討し、準備をする □危険場所に近づかない			
		大雨警報においてさらに雨量が増え重大な災害が起こる可能性を言及							高齢者等避難	□避難場所の開設 □高齢者等避難の発令 □高齢者等へ避難の呼びかけ(防災行政無線、防災ラジオ、絆メール、ホームページなど)			●				●	●	□危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) □高齢者等以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難			
	以下の基準・目安に到達し、かつ、以降もまとまった降雨が見込まれる場合 ・洪水危険度分布で「警戒(赤)」が出現 ・避難判断水位に到達 ・堤防に軽微な漏水・浸食等の発生 など			危険度分布が【警	氾濫警戒情報 瑞浪：避難判断水位			レベル3	高齢者等避難	□災害警戒体制本部の設置 □避難場所の開設 □高齢者等避難の発令 □避難行動要支援者(個人、利用施設)へ避難の呼びかけ □避難状況、被害状況の把握・報告 □災害発生時の応急対策の準備 □多治見土木事務所長等へ助言を要請				●			●	●	□日頃と異なったことがあれば市へ通報 □危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) □高齢者等以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難			
	土砂災害の危険度が高まる	危険度分									□災害警戒体制本部の設置 □避難場所の開設 □高齢者等避難の発令 □避難行動要支援者(個人、利用施設)へ避難の呼びかけ □避難状況、被害状況の把握・報告 □災害発生時の応急対策の準備 □多治見土木事務所長等へ助言を要請					●			●	●	□日頃と異なったことがあれば市へ通報 □危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) □高齢者等以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難	
	以下の基準・目安に到達し、かつ、以降も降雨が見込まれる場合 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・洪水警戒危険度分布で「非常に危険(うす紫)」の出現 ・氾濫危険水位に到達(土岐川) ・危険水位に到達(その他河川) ・堤防に異常な漏水・浸食等の発生 ・小里川ダム異常洪水時防災操作3時間前通知 など	記録的短時間大雨情報			危険度分布が【非常に危険】状態	氾濫危険情報(氾濫危険水	危険水位到達(別紙一覧)	【随時】 ホットライン市 既に警戒等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫してい	レベル4	避難指示	□災害対策本部の設置 □避難場所の開設 □避難指示の発令 □市民へ防災情報の伝達、避難の呼びかけ(防災行政無線、防災ラジオ、絆メール、ホームページなど) □避難行動要支援者(個人、利用施設)の避難完了の確認 □警戒すべき区域の巡視 □避難状況、被害状況の把握・報告 □多治見土木事務所長等へ助言を要請				●		●	●	●	□危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)		

	事象	気象台						警 戒 レベル	避難 情報	行動項目・内容	瑞浪市										備考
		土砂災害	浸水害	洪水	土岐川	その他河川	助言				体制					連携する機関等		周知すべき住民の行動			
											準備	第1警	第2警	第1非	第2非	災対本部	消防・警察		地域組織		
	土砂災害の危険度が 高まる 土砂災害の前兆現象 の発生 ・山鳴り ・湧き水 ・地下水の濁り ・溪流の水量の変化 など	土砂 災害					【随時】 ホットライン 気象台 → 市 既に警報等 で十分警戒 を呼びかけ ている状況 下において、 更に災害の 危険性が切 迫している 場合など、 市に対し、 直接厳重な 警戒を呼び かける。	レ ベ ル 4	避 難 指 示	☐ 災害対策本部の設置 ☐ 避難場所の開設 ☐ 避難指示の発令 ☐ 市民へ防災情報の伝達、避難の呼びかけ(防災行政無線、防災ラジオ、絆メール、ホームページなど) ☐ 避難行動要支援者(個人、利用施設)の避難完了の確認 ☐ 警戒すべき区域の巡視 ☐ 避難状況、被害状況の把握・報告 ☐ 多治見土木事務所長等へ助言を要請									☐ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保(自宅の安全な場所(2階、山側から離れた部屋等)へ移動))		
	記録的な大雨が出現した(数年に一度という大雨を観測) ・小里川ダム異常洪水時防災操作1時間前通知	記録的短時間大雨情報					☐ 緊急安全確保の発令 ☐ 救助・避難誘導 ☐ 避難完了の確認 ☐ 避難状況、被害状況の把握・報告 ☐ 災害現場等の応急対策を実施 ☐ 多治見土木事務所長等へ助言を要請 ☐ 警察・消防広域派遣部隊、自衛隊、国交省(TEC-FORCE、災害対策機械)への派遣要請を検討										☐ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保(自宅の安全な場所(2階、山側から離れた部屋等)へ移動))				
	土砂災害発生 の危険度が一層高まる	土砂災害警戒情報					☐ 緊急安全確保の発令 ☐ 救助・避難誘導 ☐ 避難完了の確認 ☐ 避難状況、被害状況の把握・報告 ☐ 災害現場等の応急対策を実施 ☐ 多治見土木事務所長等へ助言を要請 ☐ 警察・消防広域派遣部隊、自衛隊、国交省(TEC-FORCE、災害対策機械)への派遣要請を検討										☐ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保(自宅の安全な場所(2階、山側から離れた部屋等)へ移動))				
	以下のいずれかの基準・目安に到達した場合 ・土岐川氾濫開始相当水位到達 瑞浪水位観測所:5.9m 金戸水位観測所:※ m ・異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生とうにより決壊のおそれが高まる ・小里川ダム異常洪水時防災操作開始通知 ※ 多治見土木事務所より発表され次第、設定する。				氾濫発生情報 氾濫開始相当水位到達 瑞浪:5.9m	氾濫開始相当水位仮	☐ 緊急安全確保の発令 ☐ 救助・避難誘導 ☐ 避難完了の確認 ☐ 避難状況、被害状況の把握・報告 ☐ 災害現場等の応急対策を実施 ☐ 多治見土木事務所長等へ助言を要請 ☐ 警察・消防広域派遣部隊、自衛隊、国交省(TEC-FORCE、災害対策機械)への派遣要請を検討									☐ 命の危険、直ちに安全確保！ ☐ 立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)					
	重大な災害が起こるおそれが著しく大きく、非常に危険な状況にある(数十年に一度の大雨が予想される)	特別警報に準ずる情報					☐ 非常に危険な状況であることの住民への周知 ☐ 避難指示・緊急安全確保対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、実施済の措置内容の確認、追加措置の検討 ☐ 避難状況、被害状況の把握・報告 ☐ 災害現場等の応急対策を実施 ☐ 多治見土木事務所長等へ助言を要請 ☐ 警察・消防広域派遣部隊、自衛隊、国交省(TEC-FORCE、災害対策機械)への派遣要請を検討	レ ベ ル 5	緊 急 安 全 確 保	☐ 大雨特別警報発表による住民への周知義務に基づき、直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ ☐ 避難指示・緊急安全確保対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、実施済の措置内容の確認、追加措置の検討 ☐ 活動中の消防団に安全確保の指示、確認 ☐ 災害現場等の応急対策を実施 ☐ 多治見土木事務所長等へ助言を要請 ☐ 警察・消防広域派遣部隊、自衛隊、国交省(TEC-FORCE、災害対策機械)への派遣要請を検討								☐ 命の危険、直ちに安全確保！ ☐ 立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)			
重大な災害が起こるおそれが著しく大きく、非常に危険な状況にある(数十年に一度の大雨が予想される)	大雨特別警報(浸水害・土砂災害)					☐ 大雨特別警報発表による住民への周知義務に基づき、直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ ☐ 避難指示・緊急安全確保対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、実施済の措置内容の確認、追加措置の検討 ☐ 活動中の消防団に安全確保の指示、確認 ☐ 災害現場等の応急対策を実施 ☐ 多治見土木事務所長等へ助言を要請 ☐ 警察・消防広域派遣部隊、自衛隊、国交省(TEC-FORCE、災害対策機械)への派遣要請を検討										☐ 命の危険、直ちに安全確保！ ☐ 立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)					
災害発生 ・堤防決壊、溢水、越水の発生 ・急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの発生など				氾濫発生	氾濫発生	☐ 必要な地域に「緊急安全確保」を出し、要救助者の有無を確認 ☐ 避難指示・緊急安全確保対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置内容の確認、追加措置の検討 ☐ 活動中の消防団に安全確保の指示、確認 ☐ 災害現場等の応急対策を実施 ☐ 多治見土木事務所長等へ助言を要請 ☐ 警察・消防広域派遣部隊、自衛隊、国交省(TEC-FORCE、災害対策機械)への派遣要請を検討										☐ 命の危険、直ちに安全確保！ ☐ 立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)					

【留意事項】

1 本タイムラインの時系列について

本タイムラインの時系列は、あくまで標準的に考えられる時系列を示したものであり、実災害時には、この時系列にとらわれない、臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意すること。

2 本タイムラインでの避難場所の定義について

災害対策基本法の平成25年度改正に伴い、従来明確でなかった避難所の定義は、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所である「(指定緊急)避難場所」(屋内・屋外は問わない)と災害により住宅を失った場合等において一定期間避難生活を送る「(指定)避難所」(屋内)に区分することとなった。このため、本タイムラインでは、命を守るために避難する場所である「避難場所」で用語を統一している。

3 災害種別毎の避難行動の特徴について

(1)洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者の避難行動は、立退き避難が基本であるが、ハザードマップ等により屋内での身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。(避難情報に関するガイドライン(素案)19頁(内閣府))

(2)土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は、立退き避難が基本である。土砂災害が発生、切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。ただし土石流が想定される区域においては、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、土砂災害警戒区域等から離れた堅牢な建物(できれば高層階)や河川や溪流から高低差のある場所へ移動することが考えられる。また小規模な斜面崩壊(がけ崩れ)が想定される区域において、指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側2階以上に移動することが考えられる。(避難情報に関するガイドライン(素案)20頁(内閣府))。